

<趣旨>

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの児童に対しても起こりうるものであり、決して許されない行為である。いじめ防止等について、全力を挙げて取り組んでいくために学校いじめ防止基本方針を策定する。(いじめ防止対策推進法第1条等より)

1. いじめ防止等に対する基本方針

(1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等のための対策に関する基本理念

- ①「いじめをしない、させない、放置しない」学校づくりをする。
- ②すべての児童が、安全に安心して学校生活を送れる学校づくりをする。
- ③いじめの問題の克服のために、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携して取り組む。

(3) 学校及び学校の教職員の責務

- ①児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。
- ②いじめの問題への対応は、組織で対応し、適切かつ迅速に対処する。
- ③いじめは「加害」「被害」の立場だけではなく「観衆」「傍観」の立場も含まれることを認識し、適切に対応していく。

(4) 児童の責務

- ①いじめを行ってはならない。
- ②いじめを認識しながら放置してはならない。
- ③いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

2. 「いじめ0(ゼロ)委員会」について

(1) 組織の構成

この組織は、いじめの防止・早期発見・対処に当たって、その時の状況に応じて、関係の深い教職員や外部機関の専門家等を追加するなどの柔軟な組織とする。

○日常的な業務

教頭・生徒指導主任・学年生徒指導担当・養護教諭・教育相談担当

○いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議

校長・教頭・主幹・教務主任・生徒指導主任・関係学年主任・担任・関係学年職員・

養護教諭

※その他必要に応じて、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、部活動顧問が参加する。

(2) 組織の役割

学校が組織的に、いじめの問題に取り組むに当たり、次の役割を遂行するための中核となる役割を担う。

○学校基本方針の策定

○学校基本方針に基づく取り組みの実施

○年間計画の作成・実行、検証、修正

○いじめの相談・通報の窓口

○いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

○いじめであるかどうかの判断

○いじめ情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

3. 学校におけるいじめの防止等の対策のための年間計画

	会議等	未然防止	早期発見
4月	いじめゼロ委員会 ・基本方針 ・年間計画 ↑ いじめゼロ委員会 (情報交換) (取組対策)等	保護者への啓発 (HP・保護者会) ↑ いじめの疑い ↓ 緊急会議等開催	保護者からの情報収集 (電話連絡等) 生活アンケート
5月		学校基本方針公表	生活アンケート 教育相談事前アンケート
6月		学校運営協議委員に 方針説明	教育相談日 いじめアンケート (市一斉)
7月			生活アンケート 個人面談
8月	いじめゼロ委員会 ・取組評価 ・2学期計画 ↑ いじめゼロ委員会 (情報交換) (取組対策)等	いじめの疑い ↓ 緊急会議等開催	生活アンケート
9月		保護者への啓発 保護者からの情報提供 (保護者会)	教育相談事前アンケート
10月		教育ミニ集会 道徳教材の啓発	教育相談日 いじめアンケート (市一斉)
11月	いじめゼロ委員会 ・取組評価 ・2学期計画		生活アンケート
12月			
1月	いじめゼロ委員会 (情報交換) (取組対策)等 ↑	いじめの疑い ↓ 緊急会議等開催	生活アンケート 教育相談事前アンケート
2月		学校評議員に経過報告 (学校評議員会議) 取組評価 (学校評価公表)	教育相談日 生活アンケート
3月	いじめゼロ委員会 ・取組評価 ・次年度計画		生活アンケート

4. いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

(1) 安心・安全な学校生活

- いじめゼロ宣言
- 授業中の規律の徹底（チャイム着席、授業中の規律の徹底、発表の仕方や聞き方など）
- 基本的な生活習慣の確立（「生活のきまり」の配付など）
- 教室環境の整備（心を磨く清掃など）
- 教職員の不適切な発言や体罰に対する留意
- 学級経営の充実
- 過度な競争意識を煽らず、公正公平な人間関係の構築。

(2) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

- 自己決定の場がある授業づくり（自分の考えをまとめる、発表する）
- 児童に自己存在感を与える場面のある授業づくり
- 共感的な人間関係の育成を目指した授業づくり
- 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助
- 教職員による相互の授業参観

(3) 豊かな人間関係づくりと心が通じ合うコミュニケーション能力の育成

- 道徳教育を中心とした教育活動全般を通じた人権意識の高揚といじめを許さない学校風土づくり
- 体験学習の実施（修学旅行・宿泊学習・職場体験など）
- あいさつ運動の実施（JRC委員会、児童会）
- 異学年交流（1年生を迎える会・6年生を送る会など）
- 児童集会やペア学年での交流（児童会）

(4) いじめに対する正しい知識

- インターネット等の利用に関する情報モラルの周知
- 発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むための社会体験や交流体験の機会の実施
- 児童会が主催する「いじめ撲滅運動」の実施

5. いじめの早期発見

どんな些細なものであっても、真剣に受け止め、速やかに対応する。

(1) 児童へのアンケート調査（年3回【5 or 6月・10 or 11月・1 or 2月に実施】）

児童への Google フォームによるアンケート調査（毎月実施）

(2) 児童との教育相談の実施（年3回【6月・11月・2月に実施】）

(3) 保護者との個人面談の実施

（年1回【7月に実施】、その他児童との教育相談時に希望保護者のみ）

(4) 教職員間における情報共有

- ・学年会での情報の共有
- ・生徒指導部会での情報の共有（学校生活アンケート等）
- ・職員会議での情報の共有
- ・授業時間外の児童の様子の確認
- ・問題兆候の把握

6. いじめの相談・通報について

いじめについて相談することや通報することの大切さを伝えるとともに、相談できる場所や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては、十分に配慮をし、迅速かつ適切に対応する。

(1) 学校のいじめの相談・通報窓口の周知

- 相談箱「心スッキリ相談箱」の設置（保健室前に設置）
- もやもやにこにこフォーム（クラスルームに投稿）
- 教育相談担当職員へ
- 養護教諭への相談

(2) 学校以外はいじめの相談・通報窓口の周知

相談場所	連絡先
鎌ケ谷市教育委員会学校教育課指導室	0 4 7 - 4 4 5 - 1 1 4 1
鎌ケ谷市適応指導教室（ふれあい談話室）	0 4 7 - 4 4 5 - 4 9 5 2
鎌ケ谷市青少年センター 鎌ケ谷青少年インターネット目安箱	0 4 7 - 4 4 5 - 4 3 0 7
24時間子供SOSダイヤル	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
子どもの人権110番	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
千葉県ヤングテレホン ※県警少年相談窓口	0 1 2 0 - 7 8 3 - 4 9 7
市川児童相談所	0 4 7 - 3 7 0 - 1 0 7 7

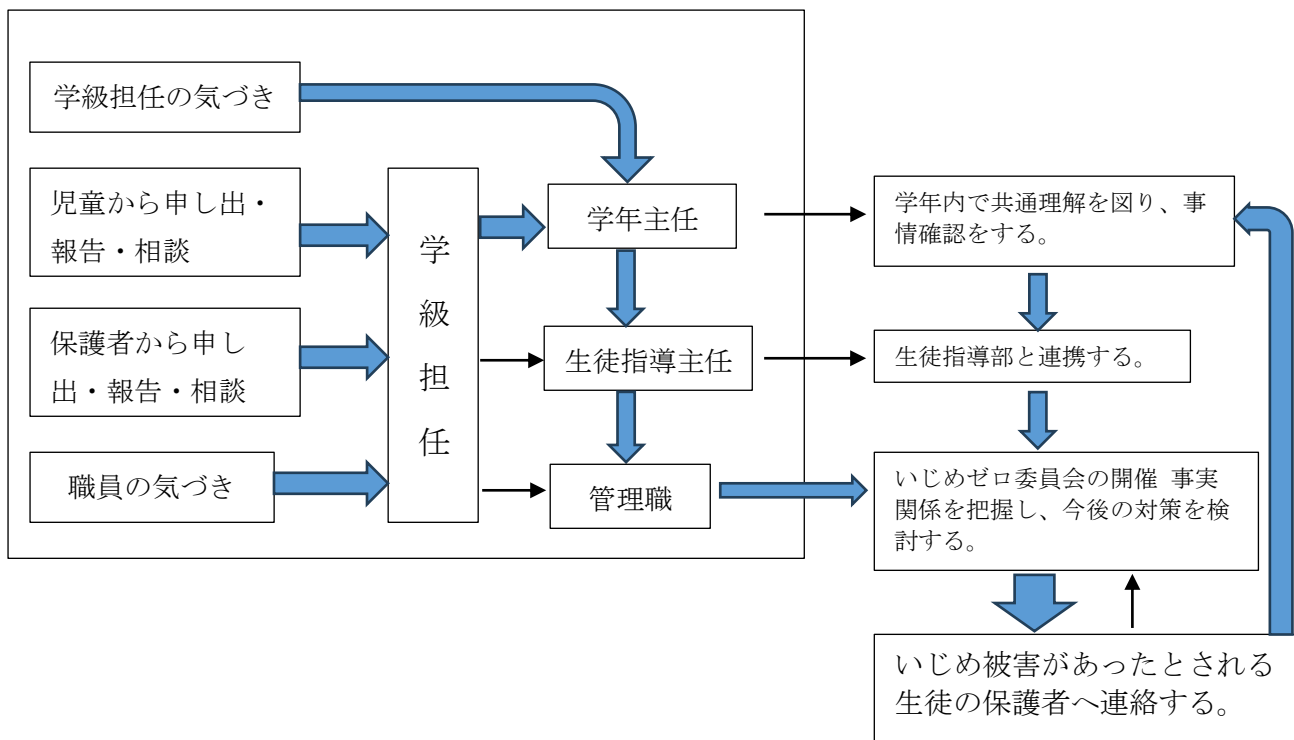
7. いじめを認知した場合の対応

個々の事案に応じて柔軟かつ適切に対応するとともに、あくまでも組織としての対応をする。その際には、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導をしていくことに留意する。

(1) 対応の流れ

- ①いじめを受けた児童といじめを知らせてくれた児童の安全確保
- ②まずは学年主任へ報告する。そして、生徒指導主任、管理職の順で報告する。
- ③事情聴取
原則として、（1）いじめられた児童
（2）周囲にいた児童
（3）いじめた児童 の順に行う。
- ④いじめゼロ委員会の緊急会議（方針の明確化）
- ⑤適切な指導

- ⑥保護者への連絡と協力要請
- ⑦必要に応じて、関係機関、専門機関との連携
- ⑧必要に応じて、教育委員会への報告



(2) いじめ問題に対する指導

- ①いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応
- ②いじめた児童に対する毅然とした対応での指導
- ③全児童への指導
- ④保護者への対応（速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝え、具体的な対応策を協議する。）
- ⑤いじめた児童に対しては、教育上必要と認められる時は、特別の指導計画による教育指導を行う場合もある。
- ⑥該当の保護者・家庭との連携
- ⑦必要に応じて、地域や関係機関、教育委員会との連携

(3) 重大事態への対処について

- 重大事態とは・・・（いじめ防止対策推進法第28条）
 - *いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - *いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- 重大事態が発生した際には、その旨を鎌ヶ谷市教育委員会に報告する。
 - *重大事態における調査の主体については教育委員会が判断する。
- 「いじめゼロ委員会」の招集（緊急会議）
- 警察や関係機関との連携

8. 公表・点検、評価等について

- (1) 学校基本方針は、学校のホームページに記載し、公表する。
- (2) 保護者アンケート(学校評価)を活用し、学校でのいじめ問題への取り組み等を評価する。
- (3) 評価を分析し、取り組みの見直しをする。

なお、この基本方針は、今後「いじめゼロ委員会」等で、取組の点検・評価をし、改善及び見直しを図っていくことを付記する。